

平成29年5月10日

## (仮称) 西原町五丁目宅地造成についての意見書

西東京市長 丸山浩一 様



西東京市西原町5- [REDACTED]

他賛同者 73名  
[REDACTED]

西東京市西原町五丁目 2458 番の 1 の一部を使用した上記の土地利用構想につきまして、次の通り意見を提出致します。

- ①土地利用構想図における道路1の北西部分を、既存の道路2466-1(西原五丁目第1公園前の道路)と接合しない構造として欲しい。
- ②土地利用構想図における道路2を、最北西に位置させる様変更して欲しい。
- ③南東側の既存の道路に沿った土地・北東側の既存の道路に沿った土地を使い、歩道を設置して欲しい。

## 理由

- ①道路が接合することにより、交通量が増加し既存住民の安全が保障され無くなることを危惧します。位置図で確認して頂くと分かるように、西原五丁目第1公園近隣は元来袋小路です。道路が接合すれば、通り抜け車両の増加により環境が激変することは想像に難しくなく、非常に不安です。通行人の増加による騒音や、遅い時間等に見知らぬ住民が公園周辺に集う可能性についても懸念しています。また、西原五丁目第1公園にはゴミ集積場が設置されておりますが、この近隣には自治会が無く、住民が持ち回りで清掃を行っております。西原町5丁目宅地造成の住民は別途新規のゴミ集積場を使用するとのことですが、手近な既存の第1公園ゴミ集積場を利用する違反者が出る可能性は皆無ではないと思われま。不法投棄等があった際、既存住民との軋轢が生じる為、当初より可能性を廃して頂くべきかと思ひます。
- ②西原町5丁目宅地造成に面する既存住民は、裏手(南東側)に建物が無い状況での生活を常としてきました。建物の隣接に伴う日当たりや騒音などの急激な環境の変化による強いストレスを鑑みて頂き、建物が隣接しない構造を是非考慮頂きたく思ひます。

- ③現在南東側の既存道路は車の交通量が大変多く、歩道が非常に狭い危険な状態です。歩道は、電信柱の設置位置の関係もあり、歩行者がすれ違うことさえ困難な場所がある程です。また北東側の既存の道路は、自転車や徒歩の利用者が多い地域に密着した生活道路で、子供・高齢者・ペット連れをよく目にします。更に、どちらの道路も通学路として多くの子供に利用されています。西原町5丁目宅地造成により42世帯の新たな住民が増え、車の交通量増加が益々見込まれます。公園の新設により歩行者(特に子供)の増加も予想されるため、新規住民・既存住民双方の安全のためにも、広い歩道の設置が必要と考えます。

(仮称) 西原町丁五目宅地造成についての意見書

西東京市長様

西東京市西原町五丁目2458番の1の一部を使用した上記の土地利用構想につきまして、次の通り意見を提出致します。

- ①土地利用構想図における道路1の北西部分を、既存の道路2466-1(西原五丁目第1公園前の道路)と接合しない構造として欲しい。
- ②土地利用構造図における道路2を、最北西に位置させる様変更して欲しい。
- ③南東側の既存の道路に沿った土地・北東側の既存の道路に沿った土地を使い、歩道を設置して欲しい。

理由

- ①道路が接合することにより、交通量が増加し既存住民の安全が保障されなくなることを危惧します。位置図で確認して頂くと分かるように、西原五丁目第1公園近隣は元来袋小路です。道路が接合すれば、通り抜け車両の増加により環境が激変することは想像に難しく、非常に不安です。また、西原五丁目第1公園にはゴミ集積場が設置されておりますが、この近隣には自治会が無く、住民が持ち回りで清掃を行っています。西原町5丁目宅地造成の住民は別途新規のゴミ集積場を使用するとのことですが、手近な既存の第1公園ゴミ集積場を利用する違反者が出る可能性は皆無ではないと思われます。不法投棄等があった際、既存住民との軋轢が生じる為、当初より可能性を廃して頂くべきかと思ひます。
- ②西原町5丁目宅地造成に面する既存住民は、裏手に建物が無い状況での生活を常としてきました。建物の隣接に伴う日当たりや騒音などの急激な環境の変化による強いストレスを鑑みて頂き、建物が隣接しない構造を是非考慮頂きたく思ひます。
- ③現状南東側の既存道路は車通りが多く、歩道が非常に狭い危険な状態です。また北東側の既存の道路は、自転車や徒歩の利用者が多い地域に密着した生活道路で、散歩中の子供・高齢者・ペット連れをよく目にします。西原町5丁目宅地造成により42世帯の新たな住民が増え、車通りの増加が益々見込まれます。公園の新設により歩行者(特に子供)の増加も予想されるため、新規住民既存住民双方の安全のためにも、広い歩道の設置が必要と考えます。

住所	氏名
西東京市西原町5-1-1	[Redacted]
西東京市西原町5-1-2	[Redacted]
西東京市西原町5-1-3	[Redacted]
西東京市西原町5-1-4	[Redacted]
西東京市西原町5-1-5	[Redacted]
西東京市西原町5-1-6	[Redacted]
西東京市西原町5-1-7	[Redacted]
西東京市西原町5-1-8	[Redacted]
西東京市西原町5-1-9	[Redacted]
〃	[Redacted]
〃	[Redacted]
西東京市西原町5-1-10	[Redacted]
〃	[Redacted]
〃	[Redacted]
〃	[Redacted]
西東京市西原町5-1-11	[Redacted]

住所	氏名
西東京市西原町 5-■-■	[REDACTED]
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
〃	

住所	氏名
西東京市西原町 5-■-■	[REDACTED]
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
〃	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃 5-■-■	
〃	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	
〃	
〃	
西東京市西原町 5-■-■	

住所	氏名
西東京市西原町5丁目 ■-■	[REDACTED]
西東京市西原町5丁目 ■-■	
7	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
〃	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5-■-■	

住所	氏名
西東京市西原町5-■-■	[REDACTED]
〃	
西東京市西原町5-■-■	
〃	
西東京市西原町5-■-■	
〃	
西東京市西原町5-■-■	
〃	
西東京市西原町5-■-■	
西東京市西原町5丁目 ■-■	

平成29年5月29日

西東京市長 丸山 浩一 殿



大規模開発事業者

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
氏名 野村不動産株式会社  
代表取締役 宮嶋 誠一  
電話 03-3348-8836

### 見解書の提出について

この度、下記開発事業について、西東京市人にやさしいまちづくり条例第13条第2項に基づいて土地利用構想に係る説明会を開催、同条例第14条第2項の規定により、貴市より「意見書」を頂戴しました。

つきましては、意見書に対し同条例第15条第1項の規定により、「見解書」を提出致しますので、宜しくお願い申し上げます。

### 記

1. 開発事業名称 (仮称) 西原町五丁目宅地造成
2. 開発事業所在地 西東京市西原町五丁目2458番1の一部

以上

#### ( 意見1 )

土地利用構想図における道路1の北西部分を、既存の道路2466-1(西原五丁目第1公園前の道路)と接合しない構造としてほしい。

#### ( 見解1 )

行政から、道路は通り抜けが原則とご指導を頂いた結果の土地利用構想図ですが、再度、西東京市及び東京都と協議を行い、検討させていただきます。

#### ( 意見2 )

土地利用構想図における道路2を、最北西に位置させる様変更して欲しい。

#### ( 見解2 )

各種法令を遵守しつつ、事業性も考慮し、宅地の区画数及び配置を検討した結果の計画ですので、道路の配置を変更する予定はございません。

#### ( 意見3 )

南東側の既存の道路に沿った土地・北東側の既存の道路に沿った土地を使い、歩道を設置してほしい。

#### ( 見解3 )

見解2と同じになりますが、各種法令を遵守しつつ、事業性も考慮し、宅地の区画数及び配置を検討した結果の計画ですので、北東側の既存の道路に沿って歩道を設置する予定はございません。

また、南東側の既存の道路(歩道)につきましても、追加の歩道を設ける予定はございません。新設する公園が南側の歩道に面しておりますので、西東京市みどり公園課と協議を行い、公園の出入り口を北西側に後退する等の工夫をするように検討致します。

※ご意見は、原文のまま記載致しております。